

7月25日 13時30分 東京地裁103大法廷を支援の輪で埋め尽くそう
原発事故避難者住まいの権利裁判追加提訴 7 1 5 決起集会
立ちあがった原告を支えてください。

2022年7月15日(金)

14時～(入館証配布13時30分)

衆議院第一議員会館

国際会議場

集会プログラム(予定)

1. 追出し訴訟追加報告と至る経過
支援する会より
2. 裁判提訴の論点 弁護団より
3. 激励と連帯報告
武藤類子さん(ひだんれん)
鎌田慧さん
(さようなら原発一千万人アクション)
渡辺一枝さん(作家)
4. 原告からの決意表明



避難者を救済すべき行政が避難者を被告に訴え、住居を奪い精神的経済的に追い詰めるのは許せない。

主催:原発事故避難者住まいの権利裁判を支援する会

代表世話人 熊本美彌子 村田弘 武藤類子 福島敦子 渡辺一枝

協力 ひだんれん/ 原発事故被害者団体連絡会 「避難の権利」を求める全国避難者の会

〒162-0822 東京都新宿区下宮比町3-12 明成ビル3F市民プラザ内

連絡先 090-1437-3502 setodaisaku7@gmail.com 事務局 瀬戸

原発事故避難者住まいの権利裁判追加提訴に至る経過

① 本年3月11日、国家公務員宿舎から追われようとしている11名の原発事故避難者が、福島県の違法行為によって受けた精神的苦痛に対する損害賠償を求め、東京地方裁判所に集団提訴をしました。東電原発事故によって国家公務員住宅に避難区域外から避難した世帯に対し、福島県は、家賃2倍相当の損害金を請求し続け、退去届の提出を求め続けています。親族宅にも訪問して退去を迫り、家族の分断を図りました。原発事故被害者である避難者に対し個別に圧力を加え、追い込むことは、避難の権利のみならず、生存権・居住権の侵害に相当します。11名の避難者が、精神的賠償と居住権を求めて訴訟という手段に訴える事としました。

② 第一回期日は7月25日の13時30分（103号法廷）と決定しました。原告らの人権回復の提訴に対し、福島県は、訴えた避難者原告らを住居から退去させ、2倍家賃の損害金の支払を強制的に実現するために、原告らを提訴する議案を6月の県議会に提出するに至りました。勘違いしないしてほしい点として原告たちは「通常の家賃は支払う。懲罰的な家賃二倍相当の損害金請求には応じられない」なのに、福島県は原告たちの通常家賃の受け取りを拒否していたのです。

③ 原発事故で県外に避難した県民がどのような暮らしを送っているか。生活実態を調べもせず、一方的に期限を決めて「自立」を迫り、できない

県民には「家賃2倍相当懲罰請求」や「親族訪問」などで追い込んだ挙げ句に「明け渡し訴訟」で国家公務員宿舎から立ち退かせる事は許されません。このままだと、居住権が侵害され、違法不当な損害賠償金が請求されることから、6月29日に東京地裁に「追訴」をおこないました。311提訴の慰謝料請求に加え、明け渡しと損害金支払いの義務のないことを確認する訴えです。

今後のスケジュール

7月25日（月）13時30分 第1回口頭弁論があります。、東京地裁103号法廷（大法廷）です。大法廷は85名、法廷を支援者で満員にして原告たちを支えていきましょう。

15時より 第1回裁判の報告集会を開催します。衆議院第一議員会館衆1多目的ホールです。